

第462回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 6 2 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和4年6月24日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時10分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	利根川孝一
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	新井計男

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 己	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一
農地利用最適化推進委員	程 島 延 幸		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫	主事補	堀 口 優 衣
副事務局長	柿 沼 映 生		
副主幹	山 崎 明 美		
副主幹	宮 本 晃 宏		
主 査	野 村 純		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和4年6月24日第462回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 田 中 あきえ

委 員 武 藤 康 則

委 員 鈴 木 一

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書5月分について報告する。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書については、合計1件、1筆、5,222㎡である。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計14件、24筆、6,047,25㎡である。農地改良届については、合計5件、8筆、4,798㎡である。農地法第3条の規定による買受適格証明書取下願については、合計1件、1筆、5,981㎡である。農業経営基盤強化促進法による申出書取下願については、合計2件、3筆、6,495㎡である。農地法第3条の規定による許可申請書取下願については、合計4件、7筆、1,343,53㎡である。農地法第5条の規定による許可申請書取下願については、合計1件、2筆、2,213㎡である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計11件、83筆、77,399㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計9件、48筆、46,530,95㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計12件、76筆、48,031㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数33件、総筆数101筆、総面積71,534.22㎡についての申請があった。

議案説明資料のとおり、整理番号1番から33番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から33番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数2件、総筆数34筆、
総面積20,427.22㎡についての意見照会があった。

先ほど第1号議案、整理番号23番から31番で、埼玉県農
林公社が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があ
った農地である。第2号議案は、その農地について、埼玉県
農林公社が貸付人となった農用地利用配分計画(案)につい
ての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農
用地利用配分計画(案)については、市長へ「意見なし」と
することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進
に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分
計画(案)については、市長へ「意見なし」とすることで
採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について
原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数4件、筆数7筆、面
積1,343.53㎡についての申請があった。議案説明資
料のとおり、整理番号1番から4番については、許可できな

い場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番から4番について報告する。6月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在54歳で、世帯の合計農業従事日数は150日以上、約382アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター3台、コンバイン、乾燥機、糶摺機各1台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は粟を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番から4番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては問題ないと考える。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について

原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数2件、筆数8筆、面積407.68㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番、2番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。6月18日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。申請目的は営農型太陽光発電設備の設置のためである。譲受人は、現在81歳で、就農後は施設栽培にて、きゅうり、トマトを栽培していた。昭和49年からは、みつばを栽培している。現在は約501アールの農地を家族と共に耕作している認定農業者である。営農型太陽光発電とは農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置し、農業と発電を両立する仕組みである。支柱部分等については一時転用の許可が必要になり、認定農業者に

は10年の期間が認められる。今後は、さかきを作付けする計画である。支柱の筋交いまでの高さは2.22メートルであり、農業用機械の移動に支障がなく、生育に必要な日照量は確保できる。

以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「営農型太陽光発電設備の過去に許可事例はあるのか。」との発言があった。

事務局は「過去の許可事例はない。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番、2番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号1番については、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とし、整理番号1番については条件を付すことに決定する。

議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に

対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第5号議案は、件数18件、筆数36筆、面積7,635.49㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から18番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号14番について報告する。6月21日に農地利用最適化推進委員と共に代理人に話を聞いてきた。譲受人は、昭和47年に設立され、病院経営を主な業務としている。近隣に物忘れ外来、皮膚科がないため、診療所を建築する計画である。雨水対策については、敷地内に雨水浸透貯留槽を設置する計画で、雨水による周辺農地への影響はない見込みである。

農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、「整理番号2番と4番については、1,000㎡以上であるが、調査報告済みであるため、調査報告は省略する。」と発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から1

8 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号 2 番、4 番、14 番については、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 5 号について総合意見として許可相当とし、整理番号 2 番、4 番、14 番については条件を付すことに決定する。

議案第 6 号

川越市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 (案) について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「令和元年に、農業委員会会長などが農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥事が立て続けに発生したため、全国農業会議所では令和元年 11 月 28 日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認した。これを踏まえ、各農業委員会の総会において年に 1 回以上「法令遵守の申し合わせ決議」を行う事となっているため、本市農業委員会においても令和 4 年度の

決議を行おうとするものである。決議案を朗読する。川越市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和4年6月24日 川越市農業委員会。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「研修とはどのようなことを行うのか」との発言があった。

事務局は「埼玉県農業会議が主催する研修等に参加していただく予定で考えている。詳細については、今後分かり次第通知していく予定である。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、原案どおりとすること
で採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第6号について
原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第462回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和4年7月1日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 田 中 あきえ

委 員 武 藤 康 則

委 員 鈴 木 一
